

＜特許庁委託事業＞  
韓国冒認商標対応マニュアル

ジェトロソウル事務所  
2014年3月

# 第1章 韓国における冒認商標の現況

## 第1節 はじめに ～冒認商標紛争の現状～

韓国において商標の登録が正当か否かを問う行政紛争手続きは、商標登録前に行われる異議申立と、商標登録後に行われる無効審判がある。2012年の1年間、約13万件的商標が韓国特許庁に出願され、57,215件の商標が特許庁の審査を経て公告され、この公告された商標のうち2,281件の商標に対して異議申立が提起された。また、2012年に提起された無効審判請求は440件である。

異議申立と無効審判を合わせると、2012年の1年間に全2,721件の商標に対して商標登録が正当か否かを問う当事者間紛争が発生したことを意味する<sup>1</sup>（付録[表1]ないし[表4]参照）。

「商標登録の正当性」に関して起こった当事者間紛争における冒認商標による紛争が占める割合はどの程度であることを示す公表された統計はないが、冒認商標の大まかな統計を考察するために、日本企業が請求した無効審判事例を分析した。

分析対象は次の方法でフィルタリングを行なった。

1次フィルタリング	審決日が2008.1.1～2013.10.31の事件	3,807件
2次フィルタリング	審判請求人が日本企業である事件 <sup>2</sup>	136件
3次フィルタリング	審決が確定した事件	83件

上記83件の無効審判事件に対しては、審判後の訴訟経過も同時に追跡し、下記の全145件の審判文書を分析した。

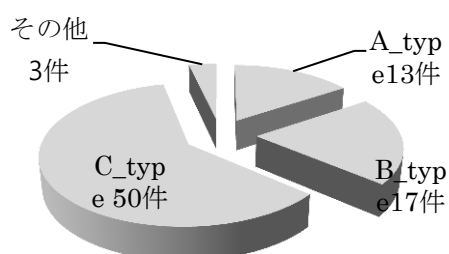
特許審判院審決文	83件
特許法院判決文	27件
大法院判決文	17件
特許法院差戻審判決文	5件
特許審判院差戻審判決文	13件

1 この数字は、すべての異議申立と無効審判請求であり、冒認商標を理由とした事件は、この中のごく一部である。ただし、さらに紛争化していない冒認商標も多いと思われる。

2 特許庁統計は、拒絶決定不服審判と無効審判、権利範囲確認審判等の全体審判の審判請求人の国籍別統計を提供するに過ぎず、無効審判における国籍別審判請求人統計は提供していない。したがって、日本企業が審判請求人である事件を選り分けるために、3,807件の審判基本情報から一つずつ確認するしかなく、その結果、136件の数値は正確でない場合もある。

分析結果は次のとおりである。

[表 1] 無効審判請求理由 1\_引用商標の種類

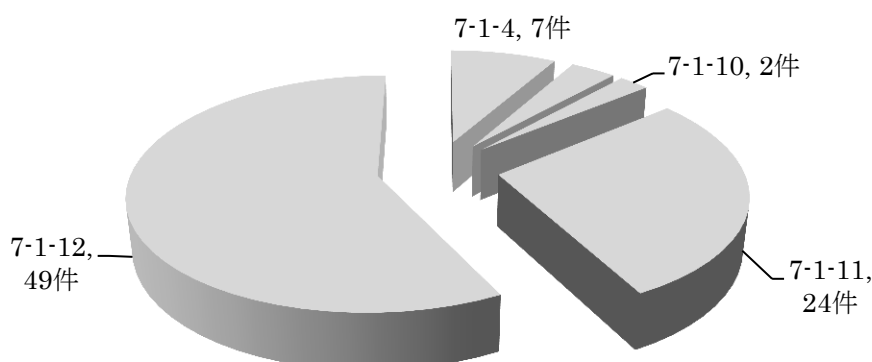


区分	引用商標
A_type	韓国先出願/先登録商標
B_type	韓国先出願/先登録商標 &先使用商標(韓国または日本)
C_type	先使用商標(韓国または日本)
その他	引用商標なし

A\_type は、自己の先出願/先登録商標と類似する商標が誤って登録されたことを無効事由として主張した事件である。したがって、無効事由主張の性格上、無効対象商標は日本企業が韓国に商標登録をする前に成立した冒認商標ではなく、単に韓国に登録または出願された先行商標と類似の商標が誤って登録されたことを主張する事件である。

分析対象確定審決 83 件のうち、無効対象登録商標が冒認商標であることを主張する可能性のある事件は、上記の B\_type と C\_type であって、全 67 件であり、全体の 80%を占める。最も注目すべきは C\_type である。C\_type は韓国に出願または登録された先行商標が全くない状況において相手方登録商標の無効主張を展開した事件であり、典型的な冒認商標事件である可能性が高い。また、このような事件は、敗訴時に韓国ビジネスに重大な障害が発生する恐れも高いものである。これら C\_type50 件の無効審判において主張された無効事由をさらに考察すると、以下のとおりである。

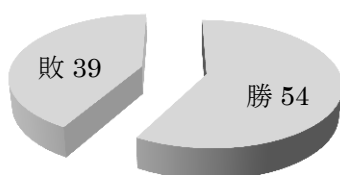
[表 2] 無効審判請求理由 2\_無効事由



条項	無効事由	件数
7条1項4号	公序良俗に反する商標	7件
7条1項9号	韓国の周知商標と商品が同一・類似&商標が同一・類似の商標	3件
7条1項10号	韓国の著名商品と出処の混同を起こすおそれがある商標	2件
7条1項11号	需要者欺瞞商標(韓国需要者に広く知られている商標と出処混同を起こすおそれがある商標)	24件
7条1項12号	韓国または外国において需要者に特定人の商標として知られている商標を不正な目的で先行取得した商標	49件

審判請求人が自身の先使用商標が模倣されたことを主張した 50 件の無効審判において、ほとんど例外なく主張された無効事由は、韓国商標法第 7 条第 1 項第 12 号である<sup>3</sup>。この規定は、先使用商標が韓国または外国において需要者に特定人の商標として知られていることが要求され、商標権者が不正な目的で商標を先行取得した場合に適用されるものであり、典型的な冒認商標事件である。本条項の適用を主張した 49 件の無効審判において韓国で一定程度知られていることが要求される商標法第 7 条第 1 項第 9 号ないし第 11 号が共に主張されたケースは 26 件であり、残りの 23 件は日本における周知性のみに基づいて無効事由が主張されていた。<sup>4</sup>

[表 3] 無効審判の最終結果<sup>5</sup>(単位:件数)



請求	勝	敗
83 件	54 件	39 件

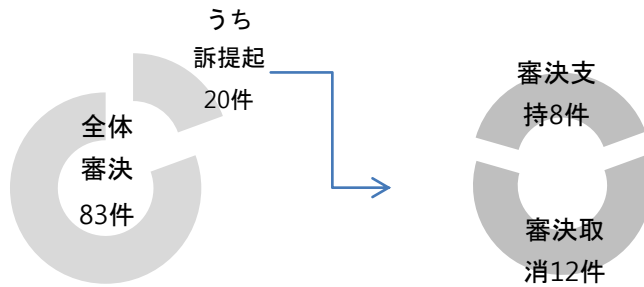
分析対象である無効審判 83 件の最終結果は上表のとおりである。確定審決を基準として審判請求が最終的に認められたのは 54 件であり、最終棄却(却下含む。)となったのは 39 件である。勝訴率は 65%であって、2008 年~2012 年全体の無効審判における平均勝訴率 46%と比べて高い方である。

3 50 件のうち例外の 1 件は、日本企業間の紛争であり、韓国における需要者欺瞞商標を主張した。

4 この 49 件の無効主張の勝敗と敗訴原因は第 3 章第 3 節で分析する。

5 審判後、訴訟結果を全て反映した確定審決を基準として勝敗を区分し、審判請求取下後、商標権が商標権者に移転された場合は勝訴と区分した。

[表 4] 特許法院判決の現況(単位:件数)



特許審判院	特許法院						
審決	訴提起	審決取消			審決支持		
		全体	無効 →無効で ない	無効でな い →無効	全体	無効 →無効	無効でな い →無効で ない
83	20	12	6	6	8	5	3

特許審判院の 83 件の審決のうち、特許法院に訴を提起した事件は 20 件であり訴提起率は約 23%である。審決取消訴訟において特許審判院の原審決を取消した割合は、60%であって、これは 2008 年～2012 年の特許法院の平均審決取消率 29%に比べてかなり高い。

[表 5] 大法院判決の現況(単位:件数)

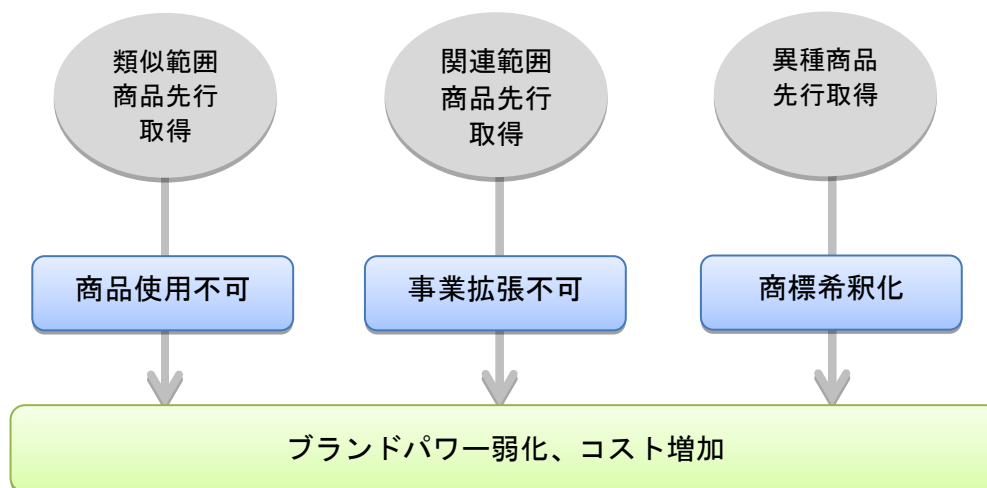
特許法院	大法院						
判決	上告	判決取消			判決支持		
		全体	無効 →無効で ない	無効でな い →無効	全体	無効 →無効で ない	無効でな い →無効で ない
20	14	6	3	3	8	7	1

特許法院の 20 件判決の中で大法院に上告した事件は 14 件であり、上告率は 70%である。上告審における特許法院の原判決を取消した割合は、約 43%であって、これは 2008 年～2012 年の大法院の平均判決取消率 11%に比べてかなり高い。

## 第2節 冒認商標が韓国ビジネスに及ぼす影響

韓国において自身の商標が先に取得されている場合、該当企業は、韓国において自身の商標を使用することができなくなるため、韓国ビジネスに困難が発生し、ブランドパワーが弱化するなどの危険がある。このような困難性と危険の水準は大まかに以下のように分けることができる。

<商品種別別のリスク>



**類似範囲商品先行取得**は、韓国で先行取得された商標の指定商品が原権利者の商品と同一または類似の場合をいう。先行取得された商品が韓国でビジネスをしなければならぬ関連商品と同一または類似する場合、該当商標の使用自体が不可能となる可能性があり、最も致命的な結果を生む商標先行取得の類型に該当する。

日本企業(審判請求人) vs 韓国個人(被請求人) 商標登録無効審判			
	登録商標 (40-0667967)	引用商標	類似度
商標	RAVIRAVI	RaviRavi ラビラビ	同一または類似
商品	かばん	かばん	同一
経過	無効でない [特許審判院 2007 ダン 2034]		

**関連範囲商品先行取得**は、先行取得された商品が原権利者の商品と同一または類似はしないが、経済的に相当な関連性を有する商品の場合である。この場合、韓国ビジネスにおいて商標使用自体が不可能になる可能性は高くない。関連範囲商品が他人によって先行取得されているとしても、商品が同一・類似範囲内にない限り、商標権侵害が認められる可能性は低いためである<sup>6</sup>。しかし、関連範囲商品とは、必要に応じて

6 ただし、韓国において商標を先行獲得した者の登録商標が国内で既に周知性を獲得している

事業を確張する場合、自身の商標を使用しなければならないであろう商品であるため、韓国ビジネスの拡張に障害として作用する可能性がある。

日本企業(審判請求人) vs 韓国個人(被請求人) 商標登録無効事件			
	登録商標 (40-0426680)	引用商標	類似度
商標		 	類似
商品	卓球用品	運動服	関連範囲
経過	無効でない [特許審判院 2006 ダン 2509]	無効 [特許法院 2007 ホ 10651]	無効 [大法院 2008 フ 1449]

異種商品先行取得は、先行取得された商品が原権利者の商品と関連性がない場合をいう。この場合、商標先行取得者から権利主張されることはまずなく、自身のビジネスを遂行することはできるが、自身の商標の識別力が希薄しブランドパワーが弱化し、さらにはブランドの信用力と名声が毀損される可能性がある。

日本企業(審判請求人) vs 韓国個人(被請求人) 商標登録無効事件			
	登録商標 (40-0639891)	引用商標	類似度
商標			同一または類似
商品	衣類	デジタルカメラ	異種商品
経過	無効[特許審判院 2006 ダン 2509]		

場合、関連範囲商品に対する商標の使用は、韓国商標権者との関係において不正競争行為となる可能性を排除することができない。

[表 6] 無効対象登録商品 vs 引用商標の使用商品の類似性 (単位:件数、重複許容<sup>7)</sup>)

分析対象	類似範囲商品先行取得	関連範囲商品先行取得	異種商品先行取得
50	41	17	7
敗訴時の影響	商標使用不可	登録商標が周知・著名な場合、商標使用不可 <sup>8</sup>	商標使用に影響はないが、商標識別力希薄化

上記表の 50 件は先の分析対象 83 件のうち[表 1]の C-type に属する事件である。これら事件は、審判請求人が自分の先使用商標(日本または韓国)と無効対象登録商標が類似すると主張した事件であって、全て無効対象登録商標と先使用商標は互いに標章が類似すると認められた。上記[表 6]は、かかる 50 件の審判において無効対象登録商標の指定商品と先使用商標の使用商品を比較した結果である。

[表 7] [表 6]に対する「商品種別」による審判の最終的な勝敗(単位:件数、重複許容)

	類似範囲商品先行取得	関連範囲商品先行取得	異種商品先行取得
件数	41(31)	17(4)	7(2)
勝	25(15)	16(3)	7(2)
敗	16(16)	1(1)	0(0)

● カッコ内は重複なしで該当の商品範囲のみを数えた結果

上記表によると、[表 1]の C-type の 50 件のうち[類似範囲商品先行取得]により紛争の占める割合は 82%であり、最終勝訴率は 61%である。[関連範囲商品先行取得]による紛争の占める割合は 34%であり、最終勝訴率は 94%である。[異種商品先行取得]による紛争の占める比重は 14%であり、最終勝訴率は 100%である。

7 分析対象 50 件の場合、登録商標の指定商品の中には先使用商標の使用商品と同一の商品、類似する商品、関連性がある商品、関連性のない商品が混在しており、これらを重複して数えた。  
8 審判請求人が自身の商標を使用商品に使用する場合、登録商標と比べて商品が類似せず、商標権侵害と認められる可能性は高くないが、登録商標が周知である場合には不正競争防止法上の不正競争行為として認められる可能性がある。